

介護職員等特定処遇改善加算に係る「見える化要件」について

株式会社デイサポートステーション

令和元年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても現行の処遇改善加算に加え、加算算定を行っています。

当該加算を算定するにあたり、下記要件を満たしている必要があります。

- 現行の介護職員改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）のいずれかを算定していること。
- 職場環境要件について、「脂質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他の」の区分でそれぞれ1つ以上の取り組みを行っていること。
- 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じて「見える化」を行っていること。

「見える化」要件とは、自社のホームページ等を活用し介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組みを公表していることです。令和4年10月からベースアップ等加算に取り組みました。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組みにつきまして、以下の通り公表します。

| 分類 | 内容 |
|---------------------|---|
| 入職促進に向けた取組 | ○法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 |
| 脂質の向上やキャリアアップに向けた支援 | ○働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者要請研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援 |
| 両立支援・多様な働き方の推進 | ○職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換制度の整備 |